

魚津市告示第13号

魚津市子育て世帯生活支援特別給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年1月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市子育て世帯生活支援特別給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、臨時的な措置として実施する魚津市子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 給付金 この要綱に基づき魚津市(以下「市」という。)が給付する子育て世帯生活支援特別給付金をいう。

(2) 対象児童 平成18年4月2日から令和6年12月31日までの間に生まれた者であって、令和7年1月分の児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による児童手当の支給要件児童をいう。

(3) 給付対象者 令和6年12月31日時点で住民基本台帳法(昭和42年法第81号)の規定により市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和7年1月分の法による児童手当を受給している者をいう。

(4) 一般給付対象者 給付対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。

(5) 公務員給付対象者 給付対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。

(給付額)

第3条 給付対象者に対して給付する給付金の金額は、対象児童1人につき10,000円とする。

(一般給付対象者に対する給付の通知等)

第4条 市は、一般給付対象者に対し、給付金の給付の通知を行う。

2 一般給付対象者は、前項の通知を受けた際、給付金の受給の拒否を魚津

市子育て世帯生活支援特別給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により届け出ることができる。

- 3 市長は、第1項の通知を発送した日から10日以内に前項の届出がないときは、速やかに給付を決定し、一般給付対象者に対し、給付金を給付する。
（一般給付対象者に対する給付の方式）

第5条 一般給付対象者に対する市による給付は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、児童手当等の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の給付に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる給付方式により行う。

（1） 児童手当等口座振込方式 市が把握する児童手当等振込先指定口座に振り込む方式

（2） 指定口座振込方式 一般給付対象者が魚津市子育て世帯生活支援特別給付金給付口座登録の届出書（様式第2号）を市長に届け出ることにより、市が当該届出に記載の指定口座に振り込む方式

（公務員給付対象者に係る申請の方式）

第6条 公務員給付対象者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより申請を行う。

（1） 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出する方法をいう。

（2） 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出する方法をいう。

（3） 電子申請方式 魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和3年魚津市条例第2号）及び魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（令和3年魚津市規則第2号）で定める電子情報処理組織を使用する方法をいう。

- 2 前項の規定による申請期限は、令和7年2月28日までとする。なお、郵送による申請書の提出の場合、申請期限当日の消印までのものを有効とする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

（公務員給付対象者に対する給付の決定）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該公務員給付対象者に対し、給付金を給付する。

(給付金の給付等に関する周知)

第9条 市長は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実施に当たり、給付対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員給付対象者から第6条第2項の申請期限までに同条第1項の申請が行われなかった場合は、当該給付対象者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による給付決定を行った後、市が把握する児童手当等振込先指定口座（給付前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出に記載の指定口座）に給付金として給付を行うを行ったにもかかわらず、市長が別に定める日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第8条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対し、給付を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

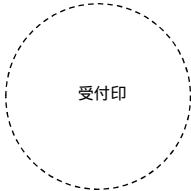
1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定を受けている者に係る第11条の規定は、この告示失効後もなおその効力を有する。

「魚津市子育て世帯生活支援特別給付金」受給拒否の届出書

魚津市長 宛



- 1, 私は、「魚津市子育て世帯生活支援特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「魚津市子育て世帯生活支援特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類 添付箇所

届出者（児童手当等を受給している方）の
運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付きの面）、パスポート等の写し

「魚津市子育て世帯生活支援特別給付金」給付口座登録等の届出書

魚津市長 宛

受付印

1. 届出者(児童手当等を受給している方)

フリガナ 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	昭和・平成 年 月 日	魚津市 電話 () 日中連絡のつく連絡先

下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(1.届出者ご本人名義の口座に限ります。)

指定の金融機関口座(1.届出者の口座とします。)への振込みを希望します。

振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義 人(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店 本所 支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット)通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ☐ 魚津市が給付決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が別に定める日までに魚津市が届出者に連絡・確認できない場合に、魚津市子育て世帯生活支援特別給付金が給付されないことに同意します。

提出書類

- ☐ 「魚津市子育て世帯生活支援特別給付金」給付口座登録等の届出書(本書)

必要事項をご記入ください。

- ☐ 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」

通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。届出者(児童手当等を受給している方)ご本人名義のものに限ります。

- ☐ 「届出者本人確認書類の写し(コピー)」

届出者(児童手当等を受給している方)の運転免許証、マイナンバーカード(顔写真付きの面)、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

(裏面も確認してください。)

振込先金融機関口座確認書類 添付箇所

届出者（児童手当等を受給している方）
ご本人名義の口座に限ります。

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し、ネットバンクの場合それらが確認できる画面コピー

本人確認書類 添付箇所

届出者（児童手当等を受給している方）の
運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付きの面）、パスポート等の写し

魚津市子育て世帯生活支援特別給付金申請書(請求書)

魚津市長 宛

【誓約・同意事項】下記事項全てに誓約・同意の上申請します。

- (1)魚津市子育て世帯生活支援特別給付金の給付要件に該当します。
- (2)魚津市子育て世帯生活支援特別給付金の給付要件の該当性等を審査等するため、魚津市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、魚津市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)魚津市が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が別に定める日までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、魚津市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6)給付金の給付後、魚津市子育て世帯生活支援特別給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

1. 申請・請求者

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	生年月日	申請・請求者の現住所
	昭和・平成 年 月 日	〒 魚津市 電話 () 日中連絡のつく連絡先

2. 対象児童

対象児童について記入してください。
・平成18年4月2日から令和6年12月31日生まれの児童(対象児童が市外在住の場合該当児童の住民票の写し等を添付してください)

No	フリガナ 氏 名	申請・請求者から見た 続柄	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
2			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
3			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
4			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
5			平成・令和 年 月 日	同居・別居	

同居・別居の別については申請日時点の状況を記入してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

対象児童1人につき1万円になります。(例)対象児童数3人の場合:10,000円×3人=30,000円

4. 受取方法

指定の金融機関口座(原則、1. 申請・請求者名義の口座とします。)への振込み
振込先金融機関口座確認書類を裏面に添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口座名義人(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店 本所 支所 出張所	1普通		「1. 申請・請求者」名義に限る。 通帳の表記に合わせてください。
		2当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

(裏面も確認してください。)

振込先金融機関口座確認書類 添付箇所

(「1 . 申請・請求者」名義の口座)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し、ネットバンクの場合それらが確認できる画面コピー

本人確認書類 添付箇所

「1 . 申請・請求者」の

運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付きの面）、パスポート等の写し

健康保険証、受給者証等顔写真付きではないものは不可